

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた静岡県立大学の活動指針（2021.9.30 現在）

○レベルの目安

| 活動のレベル | 想定される状況 | 参考：県の警戒レベル | 県内 | 県外 | 県内評価 |
|--------|--|-------------|---------|---------|-------------------------|
| 0 | 本県での感染が終息した | 0-1 | 日常 | 日常 | 感染終息 |
| 1 | 本県で ①感染者が確認されたが、感染経路が特定（推定）できている ②2週間連続新規感染者が確認されていない のいずれかに該当 | 1-1、2 | ほぼ日常 | ほぼ日常・注意 | 感染休止期 |
| 2 | 県内感染者が増加しているが、多くは感染経路が特定（推定）され、県内での感染地域が把握されている | 3 | 注意・一部警戒 | 注意・警戒 | 感染限定期 感染移行期（前期） |
| 3 | 県内で感染経路が特定（推定）できないケースや、市中の見えない感染者が増加している | 4 | 警戒 | 警戒 | 感染移行期（後期） 感染まん延期（前期） |
| 4 | 本県に緊急事態宣言が発令された | 5 | 特別警戒 | 特別警戒 | 感染まん延期（中期） |
| 5 | 政府が4月16日に13都道府県に位置づけた「特定警戒都道府県」に、本県が指定された | 6 | 都市封鎖級 | 都市封鎖級 | 感染まん延期（後期） |
| 6,7 | 学内において感染が広がっている | ※学内の感染状況で判断 | | | |

○具体的な活動指針

10月1日から

| レベル | 教育 (講義・演習、実験・実習) | 教員活動及び学生の研究活動 | 学生の正課外活動 (クラブ・サークル活動) | 事務業務 (事務、技術職員など) | 会議 | 出張・旅行 (全構成員) |
|-----|---|---|--|--|--|--|
| 0 | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り |
| 1 | ・感染防止に配慮の上、講義・演習・実験・実習の実施可 ・遠隔授業の活用 | ・感染防止に配慮の上、教育研究活動可 | ・感染拡大防止に配慮の上、可 ・合宿は原則中止又は延期 ・試合・演奏会等は学生室の許可が必要 | ・感染防止に配慮の上、通常勤務 ・時差出勤の推奨 | ・感染防止に配慮の上、対面会議可 ・遠隔会議の活用 | ・不要不急の出張・旅行を自粛 |
| 2 | ・感染防止に配慮の上、講義・演習・実験・実習の実施可 ・遠隔・対面のハイブリッド型授業又は遠隔授業の活用 | ・感染防止に配慮の上、教育研究活動可 | ・感染拡大防止に配慮の上、可 ・合宿・試合・演奏会等は、原則中止又は延期 | ・感染防止に配慮の上、通常勤務 ・時差出勤の推奨 | ・原則として遠隔にて行う ・感染防止対策（マスク着用で1㎡/人程度のスペース確保）の上、緊急かつ必要性のある対面会議のみ可 | ・原則、県が回避している都道府県への不要不急の出張・旅行の禁止。その他地域への不要不急の出張・旅行は自粛 |
| 3 | ・感染防止対策徹底の上、講義・演習・実験・実習の実施可 ・集合形式の試験はスペースを確保して実施可 ・遠隔授業を積極的に推奨 | ・感染防止対策徹底の上、教育研究活動可 | ・感染拡大防止対策徹底の上、可 ・合宿・試合・演奏会等は、原則中止又は延期 | ・感染防止対策徹底の上、通常勤務 ・時差出勤の推奨 | ・原則として遠隔にて行う ・感染防止対策（マスク着用で1㎡/人程度のスペース確保）の上、緊急かつ必要性のある対面会議のみ可 | ・原則、県が回避している都道府県への不要不急の出張・旅行の禁止。その他地域への不要不急の出張・旅行は自粛 |
| 4 | ・対面授業は原則禁止 ・原則として遠隔授業（ただし、国家資格や教員免許の取得等に必須の外部実習については相手機関との調整の上実施可） | ・在宅での教育研究活動を推奨 ・感染防止対策の上、必要最小限の研究活動の継続可 ・時差通学の実施等による入室者の削減 | ・学内外を問わず屋内での活動の禁止（状況に応じて一部の活動を許可） ・本学主催・共催の学生対象のイベント等は、原則中止又は延期 ・オンラインでの活動は可 | ・在宅勤務の推奨 ・時差出勤の推奨 | ・原則として遠隔にて行う ・感染防止対策（マスク着用で1㎡/人程度のスペース確保）の上、緊急かつ必要性のある対面会議のみ可 | ・原則、県が回避している都道府県への不要不急の出張・旅行の禁止。その他地域への不要不急の出張・旅行は自粛 |
| 5 | ・授業のための登学禁止 ・遠隔授業のみ実施可 | ・原則、在宅での教育研究活動のみ可 ・継続中の実験・研究資源維持などのために必要な教職員又は大学院生等以外は入構禁止 | ・学内外を問わず全ての活動禁止 ・オンラインでの活動は可 | ・原則、在宅勤務のみ可 ・重要案件に関する事務を継続するため、必要最少人数が交替勤務可 | ・原則、遠隔会議のみ可 | ・原則として、全ての出張・旅行を禁止 |
| 6 | ・授業のための登学禁止 ・遠隔授業のみ実施可 | ・在宅での教育研究活動のみ可 ・教員の入構も禁止。ただし、安全確保、研究継続に必要な資産等（生物・精密機器等）維持のための最低限の教職員等のみ入構可 | ・学内外を問わず全ての活動禁止（状況に応じて施錠） ・オンラインでの活動は可 | ・原則、在宅勤務のみ可 ・重要案件に関する事務を継続するため、必要最少人数が交替勤務可 | ・対面会議禁止 遠隔会議のみ可 | ・原則として、全ての出張・旅行を禁止 |
| 7 | 入構禁止（遠隔授業、必要最小限の入構のみ認める） | | | | | |

なお、活動指針は、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。